

令和3年12月21日

「亀山市文化芸術基本条例」を 制定しました



市では、古代三関の一つである鈴鹿関、東海道伊勢国の宿場町である関宿などの交通の要衝として育まれた歴史と緑豊かで温暖な気候に恵まれた風土が礎となり、地域のかんこ踊りなどの民俗芸能をはじめとする多くの文化芸術が生まれ出され、継承されてきました。

これらの先人たちによって培われてきた文化芸術は、人々の生活の中で脈々と受け継がれ、今日において、さまざまな交流や賑わいにつながり、新たに現代アートやミュージカルなどの文化芸術が創造されています。

このように、文化芸術は、豊かな創造力や感性を育む源泉であるとともに、多様な価値観を認め合う共生社会を実現し、地域社会の活力や魅力を高め、これを持続的に発展させるために重要な役割を果たしています。

私たちは、これまでに培われてきた文化芸術をかけがえのない財産として未来へ引き継ぎつつ、新たな文化芸術を創造することによって、心豊かで活力と魅力にあふれるまちを目指すことを決意し、この条例を制定しました。

基本理念【第3条】

- 1 市民の自主性および創造性を尊重します。
- 2 市民が等しく文化芸術活動に参加できる環境の整備を図るよう努めます。
- 3 多様な主体の連携、協働、交流を図るよう努めます。
- 4 これまでに培われた文化芸術を、市民共有の財産として未来に引き継ぎ、発展を図るよう努めます。

各主体の役割および責務【第4条、第5条】

市の責務

市は、基本理念に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

市民の役割

市民は、文化芸術活動を担う主体として、さまざまな文化芸術活動を行うとともに、多様な文化芸術を理解し、尊重し、相互に交流を深めるよう努めます。

文化芸術の推進に関する計画の策定【第6条】

文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の推進に関する計画を市民の皆さんのご意見を募りつつ策定します。

基本施策【第7条～第15条】

市民の文化芸術活動の充実【第7条】

市民が等しく文化芸術活動に参加できる環境を整備します。



子どもの文化芸術活動の充実【第8条】

子どもが文化芸術に触れ、文化芸術活動に参加できる機会の充実に取り組みます。



交流の促進【第9条】

世代、地域、分野および国籍を越えたあらゆる文化芸術活動の交流を促進します。



協働による文化芸術活動の推進【第10条】

市民と市等の協働による文化芸術活動を推進します。



文化芸術の継承と活用【第11条】

亀山市固有の文化芸術を継承し、それらの魅力や価値を高めるための活用に取り組みます。



文化芸術活動を担う人材の育成【第12条】

文化芸術活動を担う人材を育成します。



情報の収集及び発信【第13条】

文化芸術に関する情報の積極的な収集および発信をします。



文化施設等の活用及び充実【第14条】

市民による自由な文化芸術活動を促進するため、文化施設等の活用および充実に取り組みます。



文化芸術を生かしたまちづくりの推進【第15条】

教育、健康、スポーツ、福祉、産業、観光その他のさまざまな分野において、文化芸術に関する連携を図り、活力と魅力にあふれるまちづくりを推進します。



亀山市文化芸術推進審議会【第16条】

学識経験者や専門的知識を有する者等で構成される審議会を設置し、文化芸術の推進に関する計画や重要事項について調査・審議します。

問合せ先 文化スポーツ課文化共生グループ (☎96-1223)

